

平成18年度障害者地域生活推進事業実施要綱（案）

1 目的

障害者自立支援法に基づき、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効率的・効果的に実施する「地域生活支援事業」が平成18年10月から施行されることを踏まえ、当該事業に該当する既存事業（別添「障害者地域生活推進事業一覧」参照）を統合して円滑な実施を図り、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 実施主体及び実施内容等

別添「障害者地域生活推進事業一覧」における各事業通知のとおり。

3 実施期間

平成18年4月1日から9月30日までとする。

4 費用の補助

国は、実施主体に対し、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

5 実施上の留意事項

- (1) 障害者等に対し、点字を用いる等障害の種類に配慮しながら、本事業の内容を十分に周知し、円滑な実施に努めること。
- (2) 本事業に携わる者は、障害者等の人格を尊重し、その身上等に関する秘密を守り、信条等によって差別的取り扱いをしてはならないこと。

別 添

障害者地域生活推進事業一覧

- 1．障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業
平成13年6月20日障発第263号「障害者（児）ホームヘルパー養成研修事業の実施について」に基づき実施する事業
- 2．ガイドヘルパー養成研修事業
平成9年5月23日障第90号「ガイドヘルパー養成研修事業の実施について」に基づき実施する事業
- 3．精神障害者ホームヘルパー養成特別研修事業
平成15年3月31日障発第0331016号「精神障害者ホームヘルパー養成特別研修事業の実施について」に基づき実施する事業
- 4．日常生活用具給付等事業
平成12年3月31日障第267号「重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与について」及び平成12年3月31日障第268号「重度障害児・者に対する日常生活用具の給付等について」に基づき実施する事業
- 5．障害者地域生活推進特別モデル事業
平成15年5月30日障発第0530006号「障害者地域生活推進特別モデル事業の実施について」に基づき実施する事業
- 6．障害者自立支援・社会参加総合推進事業
平成16年12月24日障発第1224004号「障害者自立支援・社会参加総合推進事業の実施について」に基づき実施する事業
- 7．障害者ケアマネジメント体制支援事業
平成15年5月28日障発第0528001号「障害者ケアマネジメント体制支援事業の実施について」に基づき実施する事業
- 8．重度障害者在宅就労促進特別事業
平成17年4月1日障発第0401004号「重度障害者在宅就労促進特別事業の実施について」に基づき実施する事業
- 9．身体障害者福祉ホーム運営事業
平成12年6月13日障第464号「身体障害者更生援護施設の設備及び運営について」に基づき身体障害者福祉ホームを運営する事業

10. 知的障害者福祉ホーム運営事業
平成2年12月28日児発第992号「知的障害者通勤寮及び知的障害者福祉ホームの運営について」に基づき知的障害者福祉ホームを運営する事業
11. 盲人ホーム運営事業
昭和37年2月27日社発第109号「盲人ホームの運営について」に基づき実施する事業
12. 障害程度区分認定調査員等研修等事業
平成17年12月5日障発第1205005号「障害程度区分認定調査員等研修等事業の実施について」に基づき実施する事業
13. 障害児タイムケア事業
平成17年5月10日障発第0510001号「障害児タイムケア事業の実施について」に基づき実施する事業
14. 知的障害者生活支援事業
平成3年9月19日児発第791号「知的障害者生活支援事業の実施について」に基づき実施する事業
15. 障害者就業・生活支援センター
平成14年5月7日職高発0507004号・障発第0507003号「障害者就業・生活支援センターの指定と運営等について」の「別紙3」に基づき実施する事業
16. 発達障害者支援センター
平成17年7月8日障発第0708004号「発達障害者支援センター運営事業の実施について」に基づき実施する事業
17. 精神障害者退院促進支援事業
平成15年5月7日障第0507001号「精神障害者退院促進支援事業の実施について」に基づき実施する事業
18. 高次脳機能障害支援モデル事業
平成13年3月30日障発第134号「高次脳機能障害支援モデル事業の実施について」に基づき実施する事業

(参 考)

本実施要綱の施行と併せ、「障害者地域生活推進事業一覧」記載通知の所要の改正（事業の廃止、大都市特例の廃止、指定都市又は中核市への事業委託 等）を行う予定。